

(3) 自治会のあり方検討部会設置規程

(趣旨)

第1条

この規程は、滝沢市自治会連合会創立50周年記念事業の実施にあたり組織された、滝沢市自治会連合会創立50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に設置された自治会のあり方検討部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の構成)

第2条 部会員の構成は、次のとおりとする。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 2名

(3) 部会員 南部・中部・北部地区の自治会役員各2名

2 前各号に規定する部会員は相互に兼ねることはできない。

3 部会員の選出にあたっては、部会員の所属する単位自治会の区域が、都市部、農村部、新興住宅地等、多岐にわたるように調整するものとする。

(事務所掌)

第3条 部会は、次の業務を所掌する。

(1) 今後の自治会のあり方についての検討

(2) 自治会に関する課題解決のために必要な情報の提供

(3) その他自治会のあり方に関し、部会長が必要と認める事項

(検討会の開催)

第4条 部会は、部会長が招集して開催する。

(任期)

第5条 部会は、自治会連合会に対する今後の自治会のあり方についての提言の完了をもって解散し、部会員はその任を解く。

(事務所管)

第6条 自治会のあり方検討に関する総括的な事務、進行管理は、自治会連合会事務局（市地域づくり推進課）が行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に部会長が定める。

附則

この規程は、令和3年5月20日から施行する。